

3 文科高第 1 1 6 1 号  
令和 4 年 1 月 1 1 日

各国公私立大学長（大学院大学を除く） 殿

文部科学省高等教育局長  
増子 宏

令和 4 年度大学入学者選抜における受験機会の更なる確保について(依頼)

令和 4 年 1 月 7 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同法に基づくまん延防止等重点措置について、本年 1 月 9 日から 1 月 31 日までの期間、広島県、山口県及び沖縄県を対象として実施することとされました。

大学入学者選抜は、受験生にとって重要な機会であることから、「令和 4 年度大学入学者選抜実施要項」（令和 3 年 6 月 4 日付け 3 文科高第 284 号）に基づき、ほぼ全ての大学において追試験の設定や別日程への受験の振替などにより、受験機会の確保にご尽力いただいているところですが、現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が増加し、オミクロン株による感染が拡大している地域もあります。

今後、更なる急速な感染拡大も懸念されており、感染状況によっては、既に用意されている試験日程では、受験機会を失ってしまう受験生が出る可能性もあることが懸念されます。

このため、各大学におかれては、受験生それぞれが置かれ得る状況に応じ、一人の受験生も入学を志願する大学の入学者選抜の受験機会を失うことのないよう、下記について、予め検討を進め、必要が生じた場合には、対象となる受験生の状況に応じつつ、更なる受験機会の確保のための措置を迅速に講じていただくよう特段のご配慮をお願いします。

## 記

1. 出願した大学において既に設定されている入試日程を、新型コロナウイルス感染症の影響により受験できなかった受験生が出た場合に、一人の受験生も、受験機会自体を失うことのないよう、以下の例のような方策を追加的に検討していただきたいこと。

- (1) 大学入学共通テストを課している大学について、大学入学共通テストの本試験及び追試験いずれも受験できなかった受験生が出た場合に、個別学力検査、調査書等により合否判定を実施すること
  - (2) 出願した大学の個別学力検査の本試験、追試験及び別日程への振替のいずれも受験できなかった受験生が出た場合で、当該受験生が大学入学共通テストを受験している場合に、大学入学共通テスト、調査書等により合否判定を実施すること
  - (3) 出願した大学の個別学力検査の本試験、追試験及び別日程への振替のいずれも受験できなかった受験生が出た場合で、当該受験生が大学入学共通テストの本試験及び追試験いずれも受験していない場合に、当該受験生を対象とした再度の追試験の機会を設定し、個別学力検査を課す選抜を実施するか、それが困難な場合は、受験生本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書や、小論文、面接、調査書等を組み合わせた選抜を実施すること
2. 出願したにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響で、大学入学共通テスト、個別学力検査のいずれも受験できなかった受験生が出た場合に備え、当該受験生からの相談に応じ、上記1のような更なる受験機会の確保について情報を提供するための窓口を設けるなどの相談体制を設けていただきたいこと。
- 相談体制については、上記(1)の場合は大学入学共通テストの追試験の実施日、(2)(3)の場合は個別学力検査の追試験・振替受験の実施日には相談できる窓口を各大学において公表することが望まれること。
3. 上記1による選抜を行う場合は以下の取扱いとするのでご留意いただきたいこと。
- (1) 上記1(3)の再追試による選抜を行う場合は、令和4年度大学入学者選抜実施要項の「第4 試験期日等」に定めるところにかかわらず、対象となる受験生の再度の追試験を令和4年3月26日以降に実施し、当該試験期日に応じて、入学時期が4月1日以降になることもあり得ること
  - (2) 既に設定されていた入試日程・方法に加えて、本通知を受け、新たに上記1(1)(2)の対応をとる場合(大学入学共通テスト及び個別学力検査の両方を必須として課す選抜区分に出願していた者に限る。)及び(3)の再追試による選抜を行う場合は、これらの措置により合格し入学した者については、「令和4年度大学入学者選抜における追試験等受験者の定員管理に係る国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の取扱いについて」(令和3年9月14日付け3文科高第642号文部科学省高等教育局長・私学部長連名通知)の対象とし、令和4年度の国立大学法人運営費交付金、私立大学等経常費補助金について例外的な取扱いとすること
4. 上記1の対象となる受験生が大学入学共通テスト及び個別学力検査を受験できなかった理由について、新型コロナウイルスへの感染は、医師の診断書の提出等を求めることが基本になると考えられるが、その時点での医療機関の事情等により、それが困難な場合を考慮し、個々の受験生の状況に応じて対応すること。また、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者については、その確認が困難な場合が

あると考えられることから、濃厚接触者に該当すると判断した保健所の名称や保健所から連絡があった月日等の自己申告により行うことが考えられること。

**【本件連絡先】**

高等教育局大学振興課大学入試室入試第三係

岡・半井野

TEL : 03-5253-4111 (内線 : 4902)

e-mail : [gaknyusi@mext.go.jp](mailto:gaknyusi@mext.go.jp)

事務連絡  
令和4年1月12日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県  
高等学校を設置する学校設置会社を所轄 担当部署 御中  
する構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた各地方公共団体  
附属学校を設置する各国公立大学法人

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室

受験機会の確保に関するQ&Aについて（周知）

平素よりお世話になっております。

昨日お知らせいたしました各大学への「令和4年度大学入学者選抜における受験機会の更なる確保について（依頼）」（3文科高第1161号高等教育局長通知）につきまして、受験生の皆さんに向けて、この通知の内容に関するQ&Aを作成し、ホームページに掲載しましたので、お知らせいたします。

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する各国公立大学におかれては設置する附属高等学校に対し、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、各都道府県知事におかれては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては認可した高等学校に対し、周知をお願いします。

（別添）

「受験機会の確保に関するQ&A」

（文部科学省HP）

[https://www.mext.go.jp/content/20220112-mxt\\_ope01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220112-mxt_ope01-000004520_1.pdf)

【本件連絡先】

高等教育局大学振興課大学入試室入試第三係

岡・半井野

TEL：03-5253-4111（内線：4902）

e-mail：gaknyusi@mext.go.jp

受験機会の確保に関する Q&A

Q1 なぜ今回の受験機会の更なる確保についての方策を講じるのですか。  
また、なぜ新型コロナウイルス感染症に罹患した受験生や濃厚接触者となった受験生だけが受験機会確保の対象となるのですか？

A1 今回の措置は、感染力が高いと言われるオミクロン株による感染が急拡大しているという現下の状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症がなければ、受験機会を失うことのなかった受験生を最大限救済することを目的として行うものです。

受験生の皆さんが感染の不安を抱えながら入試シーズンを迎える中、万が一感染することがあっても、受験機会自体を失うことができる限りないう、今年度に限り例外的に行うものですので、新型コロナウイルス感染症に罹患した受験生や濃厚接触者となった受験生を対象としています。

なお、共通テストは、本試験の2週間後に追試験を設定しており、また、各大学の個別試験についても、約 99%の大学で追試、振替受験の機会が設定されていますので、既に用意されている試験日程を新型コロナウイルスの影響で受験できず、今回の措置の対象となるような受験生が出る可能性は極めて限定的であると考えられます。

Q2 共通テストの本試験と追試験の両方が受験できずに、大学の個別試験を受験できるのはどういう場合ですか？

A2 今回の措置は、新型コロナウイルス感染症がなければ、本試験又は追試験のいずれかが受験できた者を救済することを目的としています。

このため、新型コロナウイルス感染症に罹患したこと、若しくは保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられ、別室受験の条件を満たすことができなかったことを理由(試験当日までに PCR 検査の結果が陰性であることが判明しないなど)に、

- ① 本試験及び追試験のいずれも受験できなかった者、
- ② 本試験若しくは追試験のいずれかが受験できなかった者のうち、もう一方の試験も病気、けがの他、やむを得ない理由<sup>\*</sup>により受験できなかった者(※やむを得ない理由については大学入試センターから公表されている「受験上の注意」をご確認ください。)

が対象です。

共通テストや個別試験を受験できなかった場合については、新型コロナ

ナウイルス感染症に罹患した場合や病気、けが等の場合は医師の診断書等の提出、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた場合は該当の保健所の名称等の申告が求められます。

新型コロナウイルス以外の病気、けが等を理由として本試験も追試験も受験できなかった場合は、今回の例外的な措置の対象外となります。

Q3 共通テストを受験せずに各大学の個別試験だけ受験した方が有利になるのではないのでしょうか？

A3 今回の措置は、共通テストを受験できなかったことについて、新型コロナウイルス感染症に罹患し、又は保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられたというやむを得ない事情がある者を対象に、医師の診断書の提出あるいは該当の保健所の名称等の申告を求めて行うものであり、本人が、有利になるからというような理由で意図的に共通テストを受験しない方法を選択できるようになるものではありません。

また、共通テストの得点と個別入試の得点の扱いや、合否判定の基準をどのように設定するかは、各大学が決定することですが、各大学は、共通テストの成績で確認したかった学力も含め個別試験だけで合否判定することになりますので、各大学においてはそのことを踏まえ、当該大学に入学し、共通テストを受験した他の受験生の能力と比較して、十分それを上回る能力を有するかどうかを慎重かつ厳格に判定するものと考えられます。ご指摘のように今回の措置により、判定基準が易しくなって当該受験生が本人の能力とかかわりなく有利になるようなことはないと考えています。

Q4 今回の措置で、共通テストを受験せずに各大学の個別試験だけ受験する者や、再追試を受験する者がいると、本来の試験で受験する者の合格枠が減ってしまうのではないかと不安です。

A4 合格者数の決定は、最終的には大学の判断になりますが、今回の措置の対象となる受験生の合否判定については、本来の募集人員の枠外で行うことを可能とする措置を講じています。

3文科高第642号  
令和3年9月14日

各国立大学法人学長  
学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局長  
伯井美徳

文部科学省高等教育局私学部長  
森 晃 憲

令和4年度大学入学者選抜における追試験等受験者の定員管理に係る国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の取扱いについて（通知）

令和4年度大学入学者選抜においては、新型コロナウイルス感染症への対応として令和3年度大学入学者選抜と同様に、文部科学省は各大学に対して「令和4年度大学入学者選抜実施要項」（令和3年6月4日3文科高第284号）により、個別学力検査での受験機会の確保として、追試験の設定や追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替（以下「追試験等」という。）を要請しているところです。

このことを踏まえ、各大学における追試験等の設定が促進され、受験生の受験機会の確保が図られるよう、令和4年度の国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金について、例外的な取扱いを行うこととします。

具体的には、令和3年度の定員管理の取扱いについて、国立大学に対しては「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の国立大学の学部における定員超過に係る国立大学法人運営費交付金の取扱いについて」（令和2年8月18日2文科高第442号高等教育局長通知）において、私立大学に対しては「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて」（令和2年8月18日2文科高第443号私学部長通知）において通知していましたが、令和4年度も同様の取扱いとすることとします。

なお、今回の取扱いは、受験生の受験機会の確保の観点から、例外的に実施するものであり、各大学において適正な定員管理を行うことにより、教育条件を維持・向上させることの重要性は変わるものではないこと、また、人材の需給状況等を踏まえた定員抑制が行われている分野も存在することなども踏まえ、各大学においては、入学定員管理の適正化の観点を十分に踏まえた入学者選抜を行うことが重要である点に留意願います。

**【参考資料】**

○国立大学あて

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の国立大学の学部における定員超過に係る国立大学法人運営費交付金の取扱いについて」（令和2年8月18日2文科高第442号高等教育局長通知）

○私立大学あて

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて」（令和2年8月18日2文科高第443号私学部長通知）

**【本件担当】**

<定員超過に係る取扱いに関する事>

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課支援第四係

電話：03-5253-4111（内線3344）

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

電話：03-5253-4111（内線2028）

<入学者選抜に関する事>

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室入試第二係

電話：03-5253-4111（内線2495）





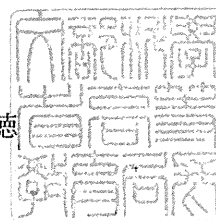
2 文科高第 4 4 2 号

令和 2 年 8 月 1 8 日

各国立大学法人学長 殿

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和 3 年度の国立大学の学部における  
定員超過に係る国立大学法人運営費交付金の取扱いについて (通知)

平成 27 年 7 月 31 日付け 27 文科高第 423 号において通知しておりました国立大学の学部における定員超過に係る国立大学法人運営費交付金の取扱いについて、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和 3 年度における取扱いを下記のとおりとしますので通知します。各国立大学法人においては、本通知の内容を踏まえ、学生定員の管理により一層適正を期するようお願いいたします。

記

1. 趣旨・目的

現状においては、新型コロナウイルス感染症の今後の影響の見通しが立たない状況にあり、入学者選抜の実施にあたっては、各大学においては例年とは大きく異なる環境の中で実施に向けた検討を進めているところと承知している。

こうした状況の中で、とりわけ令和 3 年度大学入学者選抜における受験生の受験機会の確保に向けて、文部科学省としては、国立、公立、私立の大学の設置者の別を問わず全ての大学等に対して、「令和 3 年度大学入学者選抜実施要項」(令和 2 年 6 月 19 日付 2 文科高第 281 号)において、個別学力検査での受験機会の確保として追試験の設定や追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替(以下「追試験等」(※)という。)を要請しているところである。

(※) 追試験等の受験対象者は、新型コロナウイルスの罹患や罹患が疑われるような場合など、各大学の定めた規定に基づき、本来受験する予定であった日程での受験が困難となり、追試験や別日程での受験をすることとなった者が受ける試験を指す

国立大学においても、追試験の設定により、受験生の志望動向や進学する大学の決定時期も変更される可能性があり、各大学の歩留まりにも影響を及ぼし、入学定員管理が通常よりも困難となることが想定される。

これらの状況を踏まえ、各大学における追試験の設定が促進され、受験生の受験機会の確保が図られるよう、令和3年度の定員超過の抑制に係る取扱いについては、例外的な取扱いを行うこととする。

なお、今回の取扱いは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、受験生の受験機会の確保の観点から、例外的に実施するものであり、各大学において適正な定員管理を行うことにより、教育条件を維持・向上させることの重要性は変わるものではないことから、各大学においては、本取扱いの前提として、引き続き入学定員管理の適正化の観点を十分に踏まえつつ、適切な入学者選抜を行うことが重要である点に留意すること。

## 2. 具体的な取扱い

◆令和3年度の入学者のうち、上記の追試験に合格し入学した者については、入学定員超過率の算定における入学者には含めないこととする。

※本取扱いを適用する場合には、別途、令和3年度の入学者数の調査時に上記の追試験に合格し入学した者であることを確認する。

※収容定員（2年次以降）の在学者数の取扱いは、現行どおりとする。

## 3. その他

今回の取扱いについては、本通知の内容のほか、私立大学においても定員超過に係る私立大学等経常費補助金の例外的な取扱いを実施することとしている。

### 【本件担当】

<定員超過に係る取扱いに関すること>

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課支援第四係

電話：03-5253-4111（内線3344）

<入学者選抜に関すること>

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室入試第二係

電話：03-5253-4111（内線2495）



2 文科高第 4 4 3 号  
令和 2 年 8 月 1 8 日

学校法人 理事長 殿

文部科学省高等教育局

私学部長 白 間 竜一郎



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和 3 年度の定員管理に係る  
私立大学等経常費補助金の取扱について (通知)

標記について、下記の通り実施することとしましたのでお知らせします。

### 1. 入学定員管理に係るこれまでの取組

文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団では、教育条件の維持・向上及び地方創生の観点から、これまで「平成 2 8 年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱について (通知)」を踏まえ、私立大学等経常費補助金 (以下「補助金」という。) が不交付となる入学定員超過率の基準について、平成 2 8 年度から平成 3 0 年度までの 3 年間にわたって段階的に厳格化を図ってきたところである。

また、「平成 3 1 年度以降の定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱について (通知)」を踏まえ、入学定員充足率が 0. 9 倍以上 1. 0 倍以下の場合には、補助金の基準額を増額する措置を令和元年度より実施し、さらなる教育条件の向上を促進してきたところである。

### 2. 令和 3 年度の入学定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱について

現状においては、新型コロナウイルス感染症の今後の影響の見通しが立たない状況にあり、入学者選抜の実施にあたっては、各大学においては例年とは大きく異なる環境の中で実施に向けた検討を進めているところと承知している。

こうした状況の中で、とりわけ令和 3 年度大学入学者選抜における受験生の受験機会の確保に向けて、文部科学省としては、国立、公立、私立の大学の設置者の別を問わず全ての大学等に対して「令和 3 年度大学入学者選抜実施要項」(令和 2 年 6 月 1 9 日付け 2 文科高第 2 8 1 号) において、個別学力検査での受験機会の確保として追試験の設定や追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替 (以下「追試験等」(※) という。) を要請しているところである。

(※) 追試験等の受験対象者は、新型コロナウイルスの罹患や罹患が疑われるよう

な場合など、各大学等の定めた規定に基づき、本来受験する予定であった日程での受験が困難となり、追試験や別日程での受験をすることとなった者が受ける試験を指す

追試験等の設定により、受験生の志望動向や進学する大学の決定時期も変更される可能性があり、各大学等が想定している歩留まりにも影響を及ぼし、入学定員管理が通常よりも困難となることが想定される。

これらの状況を踏まえ、各大学等における追試験等の設定が促進され、受験生の受験機会の確保が図られるよう、令和3年度の補助金が不交付となる入学定員超過率の基準については、例外的な取扱いを行うこととする。

具体的には、令和3年度入学者のうち、各大学等が設定した追試験等に合格し入学した者については、入学定員超過率の算定における入学者には含めないこととする。これらの入学者により補助金が不交付となる入学定員超過率の基準を超えた場合であっても、不交付の扱いとはしないこととする。

なお、今回の取扱いは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、受験生の受験機会の確保の観点から、例外的に実施するものであり、各大学等において適正な定員管理を行うことにより、教育条件を維持・向上させることの重要性は変わるものではないこと、また、人材の需給状況等を踏まえた定員抑制が行われている分野も存在することなども踏まえ、各大学等においては、入学定員管理の適正化の観点を十分に踏まえた入学者選抜を行うことが重要である。

また、今般の例外的な措置は、補助金が不交付となる入学定員超過率の基準についてのみであり、収容定員超過率の基準（不交付となる収容定員超過率の取扱い及び収容定員に対する在籍学生数の割合に応じた増減の基準）については、適正な定員管理の観点から従前と同様の取扱いとすることとする。

#### 本件連絡先

<定員管理に関する取扱いに関すること>

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

TEL：03-5253-4111（内線2028）

日本私立学校振興・共済事業団助成部補助金課

TEL：03-3230-7297

<入学者選抜に関すること>

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室入試第二係

TEL：03-5253-4111（内線2495）

**【重要】**

今般、受験生の受験機会を最大限確保する観点から、一定の条件を満たした無症状の濃厚接触者の受験の際の移動手段について、利用可能な交通機関を整理し、Q&Aを更新しましたので、周知徹底していただきますようお願いいたします。

事務連絡  
令和4年1月7日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県  
高等学校を設置する学校設置会社を所轄  
する構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体  
各国公立大学  
独立行政法人大学入試センター

入試担当部署 御中

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室

令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&A  
の更新について（周知）

令和4年度大学入学者選抜における感染症対策については、「令和4年度大学入学者選抜実施要項」（令和3年6月4日付け3文科高第284号文部科学省高等教育局長通知）や「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和3年6月4日大学入学者選抜協議会決定、令和3年12月24日改定、12月28日再改定）のほか、「令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&A」（令和3年9月10日、令和3年10月11日更新）（以下「Q&A」という。）を踏まえて適切にご対応いただいているところかと存じます。

今般、受験生の受験機会を最大限確保する観点から、一定の条件を満たした無症状の濃厚接触者の受験の際の移動手段について、利用可能な交通機関を整理し、Q&Aを更新しましたので、お知らせいたします。

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する国公立大学にあっては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあっては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあっては認可した高等学校に対し、十分な周知をお願いします。

**【本件連絡先】**

高等教育局大学振興課大学入試室入試第三係  
岡・半井野

TEL：03-5253-4111（内線：4902）

e-mail：gaknyusi@mext.go.jp

令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&A  
（令和3年9月10日、令和4年1月7日更新）

（見え消し版）（抜粋）

Q59 無症状の濃厚接触者が受験するためには公共交通機関を使用せずに試験場に行くことを要するが、自家用車以外の交通手段としてはどのようなものを想定しているのか。

A ~~自家用車の他、レンタカーなど、無症状の濃厚接触者である受験生とその同乗者が確実に特定できる交通手段を想定しています。~~

自家用車、レンタカー、親戚・知人による送迎、バイク、自転車のほか、以下の条件等のもと利用するタクシー、ハイヤー、海上タクシーについて、ガイドライン2（2）④のiii）に示す公共の交通機関には該当せず利用可能です。なお、いずれの対応を行う際にも、感染防止策を徹底していることが必要です。

1) 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること(例:マスク着用、アクリル板やビニールカーテン等の飛沫対策、換気、助手席に座らないこと 等)。

2) 利用車両等が特定できるよう、行政検査が陰性・無症状である濃厚接触者であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせせずに利用すること(流しのタクシーは利用しないこと)。

なお、無症状の濃厚接触者であっても一定の要件を満たす場合には受験できることを可能としたのは、あくまでも受験機会を最大限に確保するためであり、各大学の個別学力検査において、追試験等の代替手段により受験機会が確保されている場合には、交通手段の確保が難しい受験生に対し、そうした選択肢も含めて、受験生が選択できるようご指導いただくことが考えられます。

**【重要】**

今般、濃厚接触者の受験に関連して、保健所業務の逼迫を理由に濃厚接触者の認定後、行政検査が実施できない場合のタクシー等の利用の取扱いについて、Q&Aを更新しましたので、周知徹底していただきますようお願いいたします。

事務連絡  
令和4年2月8日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県  
高等学校を設置する学校設置会社を所轄  
する構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体  
各国公立大学  
独立行政法人大学入試センター

入試担当部署 御中

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室

令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&A  
の更新について（周知）

令和4年1月31日付で、オミクロン株感染拡大に対応した受験上の取扱いについて、「令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&A」（令和3年9月10日、令和3年10月11日更新、令和3年12月24日更新）（以下「Q&A」という。）を更新し、濃厚接触者の受験の取扱いとして、Q63及びQ64を追加の上、周知したところです。

今般、Q64に関連して、保健所業務の逼迫を理由に濃厚接触者の認定後、行政検査が実施できない場合のタクシー等の利用の取扱いについて、Q64-2として追加しましたので（従前のQ64はQ64-1に変更）、ご確認いただきますようお願いいたします。

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する国公立大学にあつては設置する附属高等学校に対し、都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、都道府県知事にあつては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にあつては認可した高等学校に対し、十分な周知をお願いします。

**【本件連絡先】**

高等教育局大学振興課大学入試室入試第三係  
岡・半井野

TEL : 03-5253-4111（内線：4902）

e-mail : gaknyusi@mext.go.jp

令和4年度大学入学者選抜実施要項（令和3年6月4日）に関するQ&A（令和4年2月8日更新）（抄）

※下線部について更新

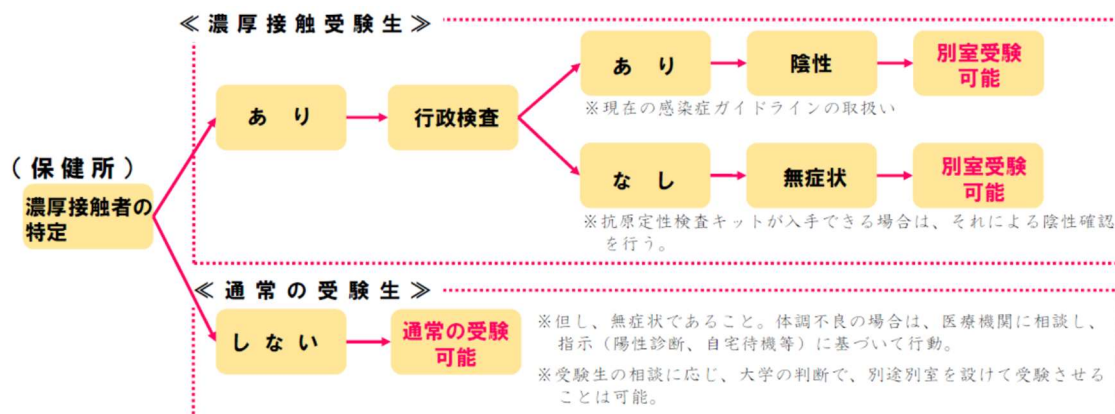
Q63 オミクロン株の感染拡大により、保健所が濃厚接触者の特定を行えない、もしくは特定をしないと言っているが、特定されていない場合は受験させてもいいのか。

A 特定を行わないこととした自治体の受験生は、濃厚接触者として特定されていない以上、通常通り受験することが可能です。ただし、受験当日も無症状であることは必須であり、発熱・咳等の症状があるなど体調不良の場合は、まずは、かかりつけ医等身近な医療機関に電話で相談し、その指示に基づいて行動するようにしてください。

Q64-1 新型コロナウイルスの感染が急拡大する中、保健所業務の逼迫を理由に濃厚接触者の認定後、行政検査が実施できない自治体の受験生は受験できないのか。

A 行政検査の結果が得られないため、可能であれば抗原定性検査キットにより陰性確認を行った上で、発熱・咳等の症状がなければ、別室での受験が可能です。なお、当該キットが入手できない場合は、発熱・咳等の症状がないことを十分に確認した上で、別室での受験が可能です。ただし、当該取扱いは、あくまで保健所業務の逼迫により、行政検査の実施ができない場合に限るため、今後取扱いが変更となる可能性があります。

(Q63, Q64-1に関する参考資料)





Q64-2 Q64-1 の場合において、行政検査が実施できない自治体の受験生は無症状であれば受験できるとしたことに関連し、タクシー、ハイヤー、海上タクシーの利用の際の行政検査の取扱いについてはどうなるのか。

A 行政検査の結果が得られないため、抗原定性検査キットにより陰性確認を行い、保健所等の逼迫により行政検査が受けられないこと、無症状であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせずに利用して下さい。

# 令和4年度大学入学者選抜実施要項(令和3年6月4日)に関する

## Q&A

令和3年9月10日  
令和3年10月11日更新  
令和3年12月24日更新  
令和4年1月31日更新  
令和4年2月8日更新  
文部科学省高等教育局  
大学振興課大学入試室

<b>第3 入試方法</b> .....	7
Q1 専門職業人養成を目指す学部・学科において、当該職業に従事することへの受験生の意欲や適性をこれまで以上に評価できるように学校推薦型選抜や総合型選抜の募集人員を今後増やしたいと考えているが、それぞれの選抜区分の募集人員に上限はあるのか。.....	7
<b>第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表</b> .....	7
Q2 追試験や振替受験の設定はいつまでに公表すればよいのか。.....	7
<b>第14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等</b> .....	8
<b>1 試験期日等(2)関係</b> .....	8
(受験機会確保を必要とする対象者関係).....	8
Q3 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を要請する趣旨は、新型コロナウイルスに罹患又は罹患しているおそれのある者の受験機会を確保するためということか。.....	8
Q4 受験予定だった試験を新型コロナウイルス感染症等に罹患したことを理由に追試験を許可する場合に診断書等の提出を求めることは可能か。.....	8
(受験機会確保関係).....	8
Q5 実施するすべての個別学力検査において、追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を実施する必要があるのか。.....	8
Q6 複数の試験日程終了後にそれぞれの試験の追試験を一括して実施することは可能か。.....	8
Q7 「追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替」を行う代替措置として、受験料を返金し、改めて別日程の一般選抜の受験を案内することは可能か。.....	9
Q8 Q7に関する対応が可能な場合に、当初予定していた受験料よりも案内する一般選抜の受験料が高額となっても構わないか。.....	9
Q9 Q7に関する対応において別日程を案内したが、入学志願者が受験しなかった場合には、大学としては受験機会を確保するための措置を講じたものと考えてよいか。.....	9
Q10 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を要するのは、総合型選抜・学校推薦型選抜を含むすべての選抜においてなのか。.....	9

- Q11 Q10 に関連して、2月1日以前に個別学力検査を実施すれば受験機会の確保のための配慮は不要なのか。..... 9
- Q12 一般選抜における個別学力検査において別日程への受験の振替を行う場合、総合型選抜で実施する個別学力検査に振り替えることは可能か。..... 10
- Q13 共通テストを利用しない一般選抜の追試験を、共通テストと入学志願者本人の記載する資料を組み合わせて選抜することを検討しているが、大学入試センターから成績提供をしてもらえるのか。..... 10
- Q14 一般選抜後期日程しか実施しない国立大学が追試験を実施する場合、令和4年3月 25 日までの学力検査や3月 31 日までの合格発表を行うためには、2週間程度の期間を設けることが困難であるが、どのように対応すべきか。..... 10
- Q15 人口呼吸器等による治療を行わなかった場合の退院基準として示されている「発症日から 10 日経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過」とは、発症日+10 日経過+症状軽快後 72 時間経過ということか。..... 10
- Q16 3月末に実施する試験の追試験を実施、合否判定をする場合、追試験の期日が3月 26 日以降となったり、合格発表が4月1日以降となることは許容されるのか。..... 11
- Q17 3月末に試験を実施する場合は、追試験を実施しなくともよいという理解でよいか。..... 11  
(受験機会の確保のための個別学力検査関係) ..... 11
- Q18 「個別学力検査」には、小論文、面接、実技検査等は該当しないと考えられるため、これらの選抜においては、実施要項における受験機会確保の措置(追試験、試験振替の実施)を必ずしも求めるものではないという理解でよいか。..... 11
- Q19 一般選抜において個別学力検査実施日と面接試験実施日が異なる場合に、新型コロナウイルス感染症等に罹患したため、面接試験のみ受験できなかった受験生に対し、追試等の対応が必要か。..... 11
- Q20 新型コロナウイルス対策として、最初から個別学力検査を取りやめて大学入学共通テストの結果で選抜するように変更してよいか。..... 12
- Q21 追試験を実施する場合、受験予定だった試験と追試験で出題する教科・科目に差異があってもよいか。..... 12
- Q22 別日程への振替を行う場合、本来受験する予定だった試験で出題する教科・科目と異なる教科・科目を受験することになっても問題ないか。..... 12
- Q23 本来受験する予定だった試験で個別学力検査を実施している場合において、追試験は個別学力検査を実施せず、小論文や面接のみで選抜を実施することや大学入学共通テストの成績と調査書等の書類審査のみで選抜を行うことは可能か。..... 12
- Q24 「令和4年度大学入学者選抜における受験機会の更なる確保について(依頼)」(令和4年1月11日付け3文科高第1161号高等教育局長通知)の対象となる者は、新型コロナウイルスの影響により受験できなかった受験生とのことだが、持病などがあり、新型コロナウイルスに感染することを恐れて受験を控えた受験生は、対象となるのか。..... 12

Q25 同通知を受けて講じる対応については、HP 等による公表は必須か。また、公表が必要な場合は公表期限があるか。.....	13
Q26 同通知の対象となる要件を確かめる必要があると考えるが、共通テスト(本試験・追試験)を受験していない事実、及びその理由が新型コロナウイルスの影響であることはどこに確認すればよいのか。.....	13
(定員管理関係).....	13
Q27 募集人員の考え方について、追試験を実施する場合、対象受験生は、本来受験する予定だった試験における受験生として取り扱うということによいか。また、振替を実施する場合、対象受験生は、振替先の試験の受験生として扱うということによいか。.....	13
Q28 選抜における最後の日程において追試験を設けた場合、追加合格者数が想定できず、入学定員充足率に影響が生じることが考えられる。令和4年度大学入学者選抜においても昨年度のような、入学定員超過に係る取扱いを緩和することは検討しているか。.....	13
<b>1 試験期日等(5)関係</b> .....	14
Q29 資格・検定試験等を選抜の資料に活用している場合について、既に延期又は中止になった検定日等があり、受験生が出願時に必要な資料を準備できない場合には、例えば合否判定の開始前まで提出期限を延期することは可能か。.....	14
<b>4 その他(1)関係</b> .....	14
Q30 受験機会確保の方策について、大学が公表する際には、具体的な追試験の実施期日や振替先の日程、その教科・科目まで明示する必要があるのか。または、当該選抜において追試験や別日程への受験の振替を行うということのみ公表すればよいのか。.....	14
<b>別紙様式1 調査書記入上の注意事項等について</b> .....	14
Q31 別紙様式1(調査書様式)の記載事項の順番や、枠の配置を変更しても構わないか。.....	14
Q32 各都道府県教育委員会等が構築した校務支援システム等において、調査書の各欄に文字数制限があり、必要な情報が記載出来ない場合、どう対応すればよいのか。.....	15
Q33 調査書の枚数が任意となったことに伴い、A4用紙で出力して2枚以上となる場合、①2枚目以降の紙に生徒氏名が記載される欄が無いが問題は無いか。②最終頁にしか、学校長印が押される欄が無いが問題は無いか。③ホッチキス止めを行う必要があるか。その際、契印を押す必要があるか。.....	15
Q34 調査書の印刷の出力形式について、A4の資料2枚をA3用紙に印刷し、大学に提出して構わないか。.....	15
Q35 Q34 について、「調査書記入上の注意事項等について」の4のとおりA4で出力する場合も大学に確認が必要なのか。.....	15
Q36 平成31年4月1日より、高等学校等では従来の「総合的な学習の時間」に代わり、新高等学校学習指導要領による「総合的な探究の時間」が先行実施(現高校3年生から)されていることから、本年6月4日付で周知されている実施要項の別紙様式1の調査書の「総合的な学習の時間」と表記されている箇所は、「総合的な探究の時間」としてもよいのか。.....	16

Q37 部活動における入賞歴などは、「7. 指導上参考となる諸事項」の「(3)部活動, ボランティア活動, 留学・海外経験等」及び「(5)表彰・顕彰等の記録」のどちらに記載すればよいのか。... 16	16
Q38 各大学等が求める能力・適性等は、全生徒について「8. 備考」欄に記載しなければならないのか。..... 16	16
Q39 実施要項第 14 の2(2)について、「新型コロナウイルス感染症の影響により、出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする。」こととされているが、「記載が少ないこと等」の「等」には、新型コロナウイルス感染症の影響による出席停止等も含まれていると理解してよいか。..... 17	17
Q40 「現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和4年度大学入学者選抜における調査書の取扱いについて(通知)」（令和3年 10 月1日付け3文科高第 709 号高等教育局長通知）の取扱いは、令和4年度大学入学者選抜に限る取扱いという理解でよいか。また、次年度以降はどのような取扱いになるか。..... 17	17
Q41 同通知において、「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととされているが、「0」と記載すべきか。また、他の「出席しなければならない日数」なども同様に記載しなくてよいのか。..... 17	17
Q42 同通知において、「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととされているが、3年生の欄のみ記載しないということか。..... 17	17
Q43 当初参加を予定していた大会名等を記載する場合、どの程度の大会であれば記載することができるのか。..... 18	18
Q44 調査書の学校長印について、電子印鑑を使用してもよいか。..... 18	18
<b>別添 令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン</b> ..... 18	18
<b>1. 関係</b> ..... 18	18
Q45 ガイドラインのとおりに入学者選抜を実施しなければならないのか。..... 18	18
Q46 文部科学省が通知しているガイドラインは各大学の個別入試を対象にしていると理解すればよいか。..... 18	18
<b>2. (1)関係</b> ..... 19	19
Q47 受験者間の距離が1メートルを超えていれば試験室の収容定員の半分程度を超える試験室で試験を実施してもよいのか。..... 19	19
Q48 発熱・咳等の症状がなく、マスクを着用できない受験生が複数名いた場合、2メートル以上の間隔での座席配置を行うことで、同室としてよいか。..... 19	19
Q49 マスクの着用が困難な受験生や、発熱・咳等の症状のある受験生の控室については、これら以外の一般の受験生の控室とは別に用意すべきか。..... 19	19
Q50 試験前日など直前に学生又は教職員の感染が判明した場合でも予定どおり試験を実施することは可能か。..... 19	19

Q51 学内感染者が活動した範囲が試験実施までに特定できない場合は、どのような対応が必要か。.....	19
Q52 受験前に受験生が濃厚接触者であるかどうかを確認する方法はあるのか。.....	20
Q53 Q52 について、他の疾患等による追試験対象者と違い、診断書等での確認が出来ないことについて、自己申告のみで大学で判断してよいのか。.....	20
Q54 2. (1)⑨「面接試験、実技試験の実施」では、昨年ガイドラインにて「常時ドアを開放しておくこと」とされていた箇所が常時ではなくなった。一方で、2. (2)⑦「換気の実施」では、昨年記載がなかった「ドアの常時開放等の工夫」が記載されている。.....	20
Q55 受験生と接触する可能性のある試験監督者等にコロナワクチンの接種を推奨してもよいか。.....	20
<b>2. (2)関係</b> .....	21
Q56 受験生に対し、試験当日はマスクの着用を義務付けることは可能か。.....	21
Q57 マスク着用の義務付けについて、試験時間中は会話をしないことから、マスクを外して受験することを希望する者がいる場合には、許可してもよいか。.....	21
Q58 受験時に不織布製のマスクを着用するよう、受験生に周知してよいか。.....	21
Q59 濃厚接触者として受験前に把握できた場合は、受験を控えてもらうべきか。.....	22
Q60 無症状の濃厚接触者が受験を希望する場合には必ず受験を認めないといけないのか。.....	22
Q61 無症状の濃厚接触者の受験を認める場合の要件を満たしているかどうかの確認は、本人からの申告のみで大学が判断してよいのか。.....	22
Q62 無症状の濃厚接触者が受験するためには公共交通機関を使用せずに試験場に行くことを要するが、自家用車以外の交通手段としてはどのようなものを想定しているのか。.....	22
Q63 オミクロン株の感染拡大により、保健所が濃厚接触者の特定を行えない、もしくは特定をしないと断言しているが、特定されていない場合は受験させてもいいのか。.....	23
Q64-1 新型コロナウイルスの感染が急拡大する中、保健所業務の逼迫を理由に濃厚接触者の認定後、行政検査が実施できない自治体の受験生は受験できないのか。.....	23
Q64-2 Q64-1 の場合において、行政検査が実施できない自治体の受験生は無症状であれば受験できるとしたことに関連し、タクシー、ハイヤー、海上タクシーの利用の際の行政検査の取扱いについてはどうなるのか。.....	24
Q65 昼食時間は、例年、午前中の試験終了後から午後の試験開始までの休憩時間に設定している。このような設定の仕方をしていけば「時間を限定して設定」したことになるのか。.....	24
Q66 昼食以外の飲食について、受験生の控室などでの飲食は禁止とするべきか。.....	24
Q67 全員一律に検温する必要はないとのことだが、当日の朝に検温をし忘れた受験生に対して、検温できるスペースを設けることは可能か。.....	24
<b>3. 関係</b> .....	25
Q68 新型コロナウイルス感染症に罹患していたため入院していた者が退院した場合に、退院直	

後であっても受験を認めることは可能か。.....	25
Q69 ガイドライン3. ③に新型コロナワクチンの接種を受験要件としないことと明記されているが、同ガイドラインの3. ⑦では、受験生に予防接種を受けておくことが望ましいと明記されており、矛盾しているのではないか。.....	25
Q70 新型コロナウイルスのワクチン接種の有無を受験要件にはしないということであるが、大学の判断で接種者と未接種者の試験室を分けて試験を実施しても良いか。.....	25
Q71 新型コロナウイルスに罹患していないことの証明や新型コロナワクチンの接種を受験要件にすることはできないが、任意にそうした情報を受験生から提出してもらうことは可能か。.....	25
Q72 3. ⑤に「37. 5度以上の熱がある場合は受験を取り止め」と記載があるが、平熱が高い受験者や、緊張等により37. 5度以上の熱が出る受験者がいることが想定される。この場合に37. 5度という基準をどのように取り扱えばよいか。.....	26
Q73 何のために受験生に新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の導入を推奨するのか。.....	26
Q74 COCOAをダウンロードしている受験生が受験時に感染していた場合や濃厚接触者だった場合には、何らかの情報が大学にも連絡されるのか。.....	26

### 第3 入試方法

Q1 専門職業人養成を目指す学部・学科において、当該職業に従事することへの受験生の意欲や適性をこれまで以上に評価できるように学校推薦型選抜や総合型選抜の募集人員を今後増やしたいと考えているが、それぞれの選抜区分の募集人員に上限はあるのか。

A 令和4年度大学入学者選抜実施要項(以下「実施要項」という。)において、学校長の推薦がなければ受験できない学校推薦型選抜は、学部等募集単位ごとに入学定員の5割を超えないこととされていますが、公募型の総合型選抜については、募集人員に関する制約はありませんので、それを踏まえ、各大学において学校推薦型選抜と総合型選抜の募集人員の設定をご検討ください。

なお、医師などの高度な専門知識等が必要な職業分野を目指す入学者を総合型選抜で決定することは、入学後の学修や目指す職業とのミスマッチを防止する効果が期待できることから、本年度の実施要項では、入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意することとしています。

### 第7 個別学力検査実施教科・科目、入試方法等の決定・発表

Q2 追試験や振替受験の設定はいつまでに公表すればよいのか。

A 実施要項第7の1にあるとおり、入試方法の区分ごとに、

- ・個別学力検査の実施教科・科目、
- ・入試方法(小論文の出題や面接の実施等)、
- ・その他入学者選抜に関する基本的な事項

を公表することが必要です。

昨年度同様、今年度も、新型コロナウイルス感染症等に罹患した受験生の受験機会を確保するため、各大学は、

(ア)追試験の設定

(イ)追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験振替

のいずれか一つを必ず講ずることが求められていますので、必ずしも7月31日までに公表が必要ではありませんが、決定次第速やかに公表をお願いします。

なお、個別学力検査の出題内容に関することで差し支えがあるような場合以外は、出来る限り具体的に措置内容を公表するようお願いします。



## 第14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等

### 1 試験期日等(2)関係

(受験機会確保を必要とする対象者関係)

Q3 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を要請する趣旨は、新型コロナウイルスに罹患又は罹患しているおそれのある者の受験機会を確保するためということか。

A 要請の趣旨は貴見のとおりです。一方、「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)の3. ④において追試験等の受験の検討を要請する対象者は、試験の前から継続して発熱・咳等のある受験生としていますので、疾病等により受験予定の試験を受験できなかったことを証明する医師の診断書の提出があった場合には、新型コロナウイルス感染症の罹患に限らず、追試験の受験を認めることが適切と考えています。

Q4 受験予定だった試験を新型コロナウイルス感染症等に罹患したことを理由に追試験を許可する場合に診断書等の提出を求めることは可能か。

A 実施要項で追試験等を設けることとしている趣旨は、新型コロナウイルス感染症等に罹患し、試験をやむを得ず受験することができなかった者の受験機会の確保が目的ですので、受験予定だった試験を受験することができなかったことを証明する医師の診断書の提出を求めることは可能と考えます。

ただし、ガイドラインの2. (2)③において、診断書の提出を求める場合には、感染拡大リスクや医療提供体制の逼迫状況等により、その提出等が困難な場合を考慮し、個々の受験生の状況に応じて対応することとしていますので、予め診断書提出の要否や求めない場合の対応について、早めに受験生に周知をお願いします。

(受験機会確保関係)

Q5 実施するすべての個別学力検査において、追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を実施する必要があるのか。

A 受験生の受験機会確保の観点から、少なくとも学部等の募集単位で、追試験の設定又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を実施してください。

Q6 複数の試験日程終了後にそれぞれの試験の追試験を一括して実施することは可能

か。

A 可能です。

Q7 「追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替」を行う代替措置として、受験料を返金し、改めて別日程の一般選抜の受験を案内することは可能か。

A 返金手続きや再度の出願手続きが受験生にとって過度に負担になるようなことがなければ可能と考えます。

Q8 Q7に関する対応が可能な場合に、当初予定していた受験料よりも案内する一般選抜の受験料が高額となっても構わないか。

A 「追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替」を行うこととしており、受験生の想定と異なる追加の受験料を求めることは妥当ではないと考えます。

Q9 Q7に関する対応において別日程を案内したが、入学志願者が受験しなかった場合には、大学としては受験機会を確保するための措置を講じたものと考えてよいか。

A 追加的な受験料の負担がないということであれば、受験機会を確保するための対応がなされたものと考えます。

Q10 追試験又は追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験の振替を要するのは、総合型選抜・学校推薦型選抜を含むすべての選抜においてなのか。

A 2月1日以降に実施する個別学力検査が対象ですが、総合型選抜や学校推薦型選抜においても適宜受験機会が確保されるよう配慮をお願いします。

Q11 Q10に関連して、2月1日以前に個別学力検査を実施すれば受験機会の確保のための配慮は不要なのか。

A 個別学力検査の実施は実施要項において2月1日以降とされております。

Q12 一般選抜における個別学力検査において別日程への受験の振替を行う場合、総合型選抜で実施する個別学力検査に振り替えることは可能か。

A 選抜方法が異なる場合、一般選抜の受験生と、個別学力検査以外の評価も含めて合否判定する他の選抜の受験生の成績を単純比較することは困難と考えます。ただし、総合型選抜の個別学力検査を活用し、当該学力検査が実施される日程で一般選抜における追試験を実施することは可能と考えます。

Q13 共通テストを利用しない一般選抜の追試験を、共通テストと入学志願者本人の記載する資料を組み合わせで選抜することを検討しているが、大学入試センターから成績提供をしてもらえるのか。

A 共通テストの利用を予定していない選抜区分の場合、共通テストを受験する予定がない受験生にとっては、共通テストの受験やそのための検定料等の追加的な負担が生じることから、受験生に対し、共通テストの出願開始前(9/26以前)に周知している場合を除き、追試験の選抜資料として共通テストの成績を活用することは、望ましくないと考えます。

なお、本来受験する選抜区分において共通テストを利用する場合には、ご質問のような方法で追試験を実施することは可能と考えます。

Q14 一般選抜後期日程しか実施しない国立大学が追試験を実施する場合、令和4年3月25日までの学力検査や3月31日までの合格発表を行うためには、2週間程度の期間を設けることが困難であるが、どのように対応すべきか。

A 共通テストについては、本試験の2週間後に追試験が行われますが、この2週間という期間は、一般選抜における追試験の設定にも適用されるものではありません。例えば、後期日程終了後、10日程度の期間を設けて追試験を実施することで、3月25日までに試験を実施することは可能と考えます。

また、試験実施が困難な場合には、大学入学共通テストの成績と口頭試問や面接、志願者本人が記載する資料等を活用して追試験を実施することも可能と考えます。

Q15 人口呼吸器等による治療を行わなかった場合の退院基準として示されている「発症日から10日経過し、かつ、症状軽快後72時間経過」とは、発症日+10日経過+症状

軽快後 72 時間経過ということか。

A 発症日を0日として、10日経過していることと症状軽快後72時間経過していることが満たされている場合になりますので、発症日から10日経過するまでの間に症状軽快後72時間経過していれば、発症日から10日経過をもって退院可能です。なお、退院基準等については更新されていることがございますので、最新の情報は、厚生労働省HP等においてご確認ください。

Q16 3月末に実施する試験の追試験を実施、合否判定をする場合、追試験の期日が3月 26 日以降となったり、合格発表が4月1日以降となることは許容されるのか。

A 試験期日は2月1日から3月 25 日まで、合格者の決定発表は3月 31 日までを順守するようご対応ください。

Q17 3月末に試験を実施する場合は、追試験を実施しなくともよいという理解でよいか。

A 試験期日は2月1日から3月 25 日まで、合格者の決定発表は3月 31 日までとされていますので、このことを念頭に各大学においてご判断ください。

(受験機会の確保のための個別学力検査関係)

Q18 「個別学力検査」には、小論文、面接、実技検査等は該当しないと考えられるため、これらの選抜においては、実施要項における受験機会確保の措置(追試験、試験振替の実施)を必ずしも求めるものではないという理解で良いか。

A 個別学力検査には該当しないため、必ず講ずることを求めるものではありませんが、受験機会確保の観点から、可能な限り同様の配慮をお願いします。

Q19 一般選抜において個別学力検査実施日と面接試験実施日が異なる場合に、新型コロナウイルス感染症等に罹患したため、面接試験のみ受験できなかった受験生に対し、追試等の対応が必要か。

A 面接等は、個別学力検査には該当しないため、面接等の単位で追試験を講ずることを求めるものではありませんが、個別学力検査と組み合わせて選抜する場合には、受験機会確保の観点から、個別学力検査と同様の配慮をお願いします。

Q20 新型コロナウイルス対策として、最初から個別学力検査を取りやめて大学入学共通テストの結果で選抜するように変更してよいか。

A 各大学のアドミッション・ポリシーに基づきご判断いただくことですが、実施要項第14の3(1)②のとおり、8月1日以降は、個別学力検査を実施する教科・科目の変更や個別学力検査の中止など、受験生に不利益を与える恐れのある変更は行わないようお願いいたします。

Q21 追試験を実施する場合、受験予定だった試験と追試験で出題する教科・科目に差異があってもよいか。

A 追試験に出題する教科・科目が受験生の準備に大きな影響が生じない範囲であれば可能と考えますが、その場合でも募集要項等で予め追試験に出題する教科・科目を周知するなど、受験生の予見可能性を十分に確保するよう努めてください。

Q22 別日程への振替を行う場合、本来受験する予定だった試験で出題する教科・科目と異なる教科・科目を受験することになっても問題ないか。

A 振替日程の試験に出題する教科・科目が受験生の準備に大きな影響が生じない範囲であれば可能と考えますが、その場合でも募集要項等で予め振替受験となる場合に受験する試験の教科・科目を周知するなど、受験生の予見可能性を十分に確保するよう努めてください。

Q23 本来受験する予定だった試験で個別学力検査を実施している場合において、追試験は個別学力検査を実施せず、小論文や面接のみで選抜を実施することや大学入学共通テストの成績と調査書等の書類審査のみで選抜を行うことは可能か。

A 各大学のアドミッション・ポリシーのもと、受験生に求める能力や評価しようとする能力を、そうした代替措置で判断できると考えられる場合は可能と考えます。

Q24 「令和4年度大学入学者選抜における受験機会の更なる確保について(依頼)」(令和4年1月11日付け3文科高第1161号高等教育局長通知)の対象となる者は、新型コロナウイルスの影響により受験できなかった受験生とのことだが、持病などがあり、

新型コロナウイルスに感染することを恐れて受験を控えた受験生は、対象となるのか。

A 本通知の対象は、新型コロナウイルス感染症に罹患した受験生や濃厚接触者となった受験生を対象としていますので、ご質問のような事例は対象外です。

Q25 同通知を受けて講じる対応については、HP 等による公表は必須か。また、公表が必要な場合は公表期限があるか。

A 本通知では、受験生が相談できる窓口の公表は求めています、対応の公表までは求めています。なお、実施要項では、「受験生に不利益を与える恐れがないような変更については、ホームページ等を通じて、可能な限り早期の周知に努めるものとする」としていますので、可能であれば対応方法を公表することが望ましいと考えます。

Q26 同通知の対象となる要件を確かめる必要があると考えるが、共通テスト(本試験・追試験)を受験していない事実、及びその理由が新型コロナウイルスの影響であることはどこに確認すればよいのか。

A 本通知の対象となる要件を満たすかの確認については、大学において、受験生から医師の診断書や、必要事項を自署した書類等を提出していただくことで確認し、判断してください。その際、医療機関の事情等により診断書の提出が困難であった場合などの状況を考慮し、個々の受験生の状況に応じて対応していただきたいと考えています。

なお、複数大学に併願している場合などの受験生の負担に配慮し、医師の診断書については、その写しの提出を認め、入学手続きの際に原本の提出を求めるなどの工夫を行うようお願いします。

(定員管理関係)

Q27 募集人員の考え方について、追試験を実施する場合、対象受験生は、本来受験する予定だった試験における受験生として取り扱うということによいか。また、振替を実施する場合、対象受験生は、振替先の試験の受験生として扱うということによいか。

A 貴見のとおりです。

Q28 選抜における最後の日程において追試験を設けた場合、追加合格者数が想定できず、入学定員充足率に影響が生じることが考えられる。令和4年度大学入学者選抜に

においても昨年度のような、入学定員超過に係る取扱いを緩和することは検討しているか。

- A 受験生の受験機会の確保が図られるよう、各大学における個別学力検査の追試験や追加の受験料を徴収せずに、別日程への受験振替が実施され、それらの試験により合格し、入学した者については、昨年度と同様、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金の入学定員超過率の算定において例外的な取扱いを行うこととされています(令和3年9月14日付け3文科高第624号高等教育局長・高等教育局私学部長通知)。

#### 1 試験期日等(5)関係

Q29 資格・検定試験等を選抜の資料に活用している場合について、既に延期又は中止になった検定日等があり、受験生が出願時に必要な資料を準備できない場合には、例えば合否判定の開始前まで提出期限を延期することは可能か。

- A 資格・検定試験については、様々な分野において入学者選抜で活用する大学が多い一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大によってこれらの試験が延期又は中止となることも予想されます。

このため、各大学においては、資格・検定試験を活用する場合には、延期又は中止となったこれらの試験を受検できなかったことをもって、入学志願者が不利益を被らないような代替措置を講じるようお願いしているところです。その対応方策の一つとしてご質問のような対応は妥当な措置の一つと考えます。

#### 4 その他(1)関係

Q30 受験機会確保の方策について、大学が公表する際には、具体的な追試験の実施期日や振替先の日程、その教科・科目まで明示する必要があるのか。または、当該選抜において追試験や別日程への受験の振替を行うということのみ公表すればよいのか。

- A 受験生の予見可能性を確保するため、可能な限り詳細な情報の公表をお願いします。

#### 別紙様式1 調査書記入上の注意事項等について

Q31 別紙様式1(調査書様式)の記載事項の順番や、枠の配置を変更しても構わないか。

- A 別紙様式1の記載事項の順番や枠の配置については変更しないでください。

Q32 各都道府県教育委員会等が構築した校務支援システム等において、調査書の各欄に文字数制限があり、必要な情報が記載出来ない場合、どう対応すればよいか。

A 調査書の各欄の記載分量については、「調査書記入上の注意事項等について」の1のとおり、枠の大きさや文字の大きさは任意としており、特に制限は設けていません。一方、校務支援システム等において必要な情報が記載出来ない場合は、当該欄に「別紙参照」と明記の上、別紙を添付しご対応ください。

Q33 調査書の枚数が任意となったことに伴い、A4用紙で出力して2枚以上となる場合、①2枚目以降の紙に生徒氏名が記載される欄が無いが問題は無いか。②最終頁にしか、学校長印が押される欄が無いが問題は無いか。③ホッチキス止めを行う必要があるか。その際、契印を押す必要があるか。

A 調査書が2枚以上となる場合は、高等学校や自治体の公印規則等の規定に従って、適切に対応してください。

規定がない場合は、その真正性について大学が確実に確認出来るように、高等学校において、厳封の上、一綴の資料として大学へ提出してください。

また、高等学校において調査書を作成する際に、資料の落丁、散逸を防止するため、学校長の判断で、様式欄外の各頁に志願者の氏名等を記載することやホッチキス等で綴じることなどの工夫をすることは可能です。

Q34 調査書の印刷の出力形式について、A4の資料2枚をA3用紙に印刷し、大学に提出して構わないか。

A 昨年度より、調査書の枚数は任意としていますが、印刷の出力形式については、提出先の大学に確認した上で、設置者や各高等学校の判断で対応してください。また、調査書の提出を受ける大学においては、高等学校等からA3用紙による調査書提出について事前確認がない場合でも、A4用紙での再提出などの負担を求めることは避け、提出された調査書を活用してください。なお、実施要項第5の6のとおり、過年度卒業生については、従前の様式による提出が可能です。

Q35 Q34について、「調査書記入上の注意事項等について」の4のとおりA4で出力する場合も大学に確認が必要なのか。

A Q34 はA3で出力することについてのご質問に対する回答です。「調査書記入上の注



意事項等について」の4が原則になりますので、大学への問い合わせは不要です。

Q36 平成31年4月1日より、高等学校等では従来の「総合的な学習の時間」に代わり、新高等学校学習指導要領による「総合的な探究の時間」が先行実施(現高校3年生から)されていることから、本年6月4日付で周知されている実施要項の別紙様式1の調査書の「総合的な学習の時間」と表記されている箇所は、「総合的な探究の時間」としてもよいか。

A 修正して構いません。

なお、文部科学省よりお示ししている新学習指導要領下での高等学校の指導要録(参考様式)は2022年4月1日以降に入学する者から適用することとしておりますが、先行して指導要録において「総合的な探究の時間」と名称を改め記録している高等学校等もありますので、本年6月9日付の事務連絡にて、調査書の「総合的な学習の時間」の欄の記載方法については、以下の取扱いとすることとし、周知していますので、調査書を受け取る大学においては、適切な運用をお願いします。

- ① 指導要録において「総合的な探究の時間」として記録している場合は、調査書の「総合的な学習の時間」と表記されている箇所にその内容を記載すること。
- ② 調査書に「総合的な学習の時間」と表記されている箇所を、「総合的な探究の時間」に修正しても差し支えないこと。
- ③ 各大学においては、高等学校等から提出される調査書の「総合的な学習の時間」の表記が「総合的な探究の時間」に修正されていても、同一のものとして扱うこと。

Q37 部活動における入賞歴などは、「7. 指導上参考となる諸事項」の「(3)部活動, ボランティア活動, 留学・海外経験等」及び「(5)表彰・顕彰等の記録」のどちらに記載すればよいか。

A 単に入賞歴を記載する場合であれば、「(5)表彰・顕彰等の記録」に記載すればよいと考えますが、指導要録に記載されている内容に応じて適切な欄に記載してください。

Q38 各大学等が求める能力・適性等は、全生徒について「8. 備考」欄に記載しなければならないのか。

A 大学が当該大学の学部等に対する能力・適性等について記載を求めている場合において、特に高等学校長が推薦できる生徒について記載をしてください。

Q39 実施要項第 14 の2(2)について、「新型コロナウイルス感染症の影響により、出席日数、特別活動の記録、指導上参考となる諸事項の記載が少ないこと等をもって特定の入学志願者を不利益に取り扱うことがないようにする。」こととされているが、「記載が少ないこと等」の「等」には、新型コロナウイルス感染症の影響による出席停止等も含まれていると理解してよいか。

A 貴見のとおりです。新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業や分散登校、出席停止等に伴う「9. 出欠の記録」欄への記載内容（「出席日数」、「出席停止・忌引き等の日数」、「出席しなければならない日数」等）により、特定の入学志願者が不利益を被ることがないようにお願いします。

Q40 「現下の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和4年度大学入学者選抜における調査書の取扱いについて(通知)」(令和3年 10 月1日付け3文科高第 709 号 高等教育局長通知)の取扱いは、令和4年度大学入学者選抜に限る取扱いという理解でよいか。また、次年度以降はどのような取扱いになるか。

A 本通知は、あくまで令和4年度大学入学者選抜に係る取扱いを示すものです。なお、次年度以降の取扱いは、今回の取扱いも踏まえ、高校・大学関係者の協議を経て、毎年6月頃に通知する大学入学者選抜実施要項において、当該年度の大学入学者選抜における調査書の取扱いを通知する予定です。

Q41 同通知において、「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととされているが、「0」と記載すべきか。また、他の「出席しなければならない日数」なども同様に記載しなくてよいのか。

A 「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」の欄のみを記載しないこととしていますので、これらについては空欄としてください。

Q42 同通知において、「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととされているが、3年生の欄のみ記載しないということか。

A 一律に「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」は記載しないこととしていますので、事由によらず、全ての学年の欄について空欄としてください。ただし、既に記入済みの「出席停止・忌引き等の日数」と「授業日数」を改めて空欄にすることで新たな負担が生じる場合には、記入してあってもやむを得ないと考えます。

Q43 当初参加を予定していた大会名等を記載する場合、どの程度の大会であれば記載することができるのか。

A 予定どおり参加していれば、その状況を記載することとなっていた大会名等を記載することを想定しています。

Q44 調査書の学校長印について、電子印鑑を使用してもよいか。

A 各学校の文書規則等に基づき真正性が証明できるようご対応ください。

## 別添 令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン

### 1. 関係

Q45 ガイドラインのとおりに入学者選抜を実施しなければならないのか。

A ガイドラインは、各試験場の衛生管理体制の構築等に当たり、その望ましい内容・方法等について整理したものです。したがってこれらすべてについて必ず文言通り実施しなければならないという趣旨のものではありませんが、コロナ禍で入学者選抜を実施する上では、受験生の安全確保のためにどのような対応を取るのか社会的な説明責任を果たすことが各大学には求められると考えます。

Q46 文部科学省が通知しているガイドラインは各大学の個別入試を対象にしていると理解すればよいか。

A ガイドラインは、各試験場において新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図り、受験生に安心して受験できる場を提供する視点に立って、大学入試センター及び各大学が共通テスト及び個別入試における試験実施体制を整えるに当たって活用されることを想定しています。

なお、大学入試センターは、ガイドラインを基に共通テストにおける感染対策等を策定し、近日中に大学・教育委員会等へ周知しますので、共通テスト参加大学においては、大学入試センターの感染対策を順守し、試験の準備に遺漏のないようお願いいたします。

## 2. (1)関係

Q47 受験者間の距離が1メートルを超えていれば試験室の収容定員の半分程度を超える試験室で試験を実施してもよいのか。

A 受験者間の距離が1メートル程度確保され、その他ガイドラインで示している様々な感染防止策を講じていれば、試験室の確保について、追加的な対応は不要です。

Q48 発熱・咳等の症状がなく、マスクを着用できない受験生が複数名いた場合、2メートル以上の間隔での座席配置を行うことで、同室としてよいか。

A 別室は2メートル以上の間隔での座席配置を行うことを基本としていますので、同室にて受験させることも可能です。なお、マスクを着用できない受験生がいる試験室では、特に会話や他の受験生との接触がないよう注意喚起の徹底をお願いします。

Q49 マスクの着用が困難な受験生や、発熱・咳等の症状のある受験生の控室については、これら以外の一般の受験生の控室とは別に用意すべきか。

A 受験生の控室を設ける場合には、そのようにしてください。また、試験室と同様の感染防止策を講じてください。

Q50 試験前日など直前に学生又は教職員の感染が判明した場合でも予定どおり試験を実施することは可能か。

A 試験開始前 72 時間以内に学内の学生又は教職員の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒してください(消毒できていない箇所は立ち入り禁止とするなどの処置も考えられます)。

また、ガイドライン2(1)⑤のとおり、体調不良などを訴える者がいる場合に備え、代替の試験監督者等を確保しておくとともに、試験実施準備中から試験監督者等とその代替者の接触を避けることや、準備作業をグループ分けし、作業時間をずらすなどの工夫をすることで、円滑な試験実施ができるよう準備をお願いします。

Q51 学内感染者が活動した範囲が試験実施までに特定できない場合は、どのような対

応が必要か。

A 当該感染者が確実に活動していない範囲で試験室を確保するか、当該感染者が活動した可能性がある試験室全体を消毒対象として対応するようお願いいたします。

Q52 受験前に受験生が濃厚接触者であるかどうかを確認する方法はあるのか。

A 試験実施大学が個々の受験生について濃厚接触者であるかどうかを確認することは困難であり、本人からの申告によって対応することが必要です。なお、濃厚接触者とは、あくまで保健所から特定された者のみであり、COCOAの通知などで特定されるものではありません。

Q53 Q52について、他の疾患等による追試験対象者と違い、診断書等での確認が出来ないことについて、自己申告のみで大学で判断してよいのか。

A 保健所において濃厚接触者であることを文書で証明する義務はないため、自己申告を受けて判断してください。

Q54 2. (1)⑨「面接試験、実技試験の実施」では、昨年ガイドラインにて「常時ドアを開放しておくこと」とされていた箇所が常時ではなくなった。一方で、2. (2)⑦「換気の実施」では、昨年記載がなかった「ドアの常時開放等の工夫」が記載されている。

昨年は面接試験でドアを常時開放したため、試験の公平性等の観点から試験室を離して設置しなければならず、試験室確保が難しかったが、今年度のガイドラインにおいて、面接試験等におけるドアの常時開放は必ず必要か。

A 2. (1)⑨は事前の準備であるため、常時開放は必須ではないものの、2. (2)⑦の試験当日の対応としてはより十分な換気やドア等を介した間接的な接触の回避から、試験実施上支障のない範囲で「ドアの常時開放」を例示しています。

各大学においては、試験室の環境等を踏まえ、十分な換気を実施するようお願いいたします。

Q55 受験生と接触する可能性のある試験監督者等にコロナワクチンの接種を推奨してもよいのか。

A 試験場における感染症対策の一環として、試験監督者等にコロナワクチンの接種につ

いて協力をお願いすることは可能です。ただし、ワクチンの接種は強制ではなく、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われることや、医学的な事由により接種を受けられない人もいることを念頭に置いて、接種に際し細やかな配慮をお願いします※。

※(参考)厚生労働省HP(新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け) 1. 緊急事態宣言と政府の方針 問10)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q1-10](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q1-10)

## 2. (2)関係

Q56 受験生に対し、試験当日はマスクの着用を義務付けることは可能か。

A ガイドライン「2. 試験場の衛生管理体制等の構築」(2)①においては、発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、試験場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務づけるようお願いしています。なお、マスクを忘れた受験生のために事前に未所持者に提供可能なマスクを大学において準備いただくこともお願いします。

Q57 マスク着用の義務付けについて、試験時間中は会話をしないことから、マスクを外して受験することを希望する者がいる場合には、許可してもよいか。

A 会話をしない状況であっても、くしゃみ等によって飛沫が拡散することも起こり得ることから、マスク着用の上、受験させてください。

Q58 受験時に不織布製のマスクを着用するよう、受験生に周知してよいか。

A 政府のHPにおいても「品質の確かな、できれば不織布を着用してください。」(<https://corona.go.jp/proposal/>)と周知されていますので、周知することは適切だと考えますが、受験生が着用するマスクの材質のみを理由に受験を認めないなどの不利益な取扱いにならないようご注意ください。

なお、マスクの効果に関しては、以下に掲載されていますので、ご参考ください。

(参考)マスクの効果について

[https://corona.go.jp/proposal/pdf/mask\\_kouka\\_20201215.pdf](https://corona.go.jp/proposal/pdf/mask_kouka_20201215.pdf)

(参考)マスクの効果に関する動画

<https://corona.go.jp/proposal/>

Q59 濃厚接触者として受験前に把握できた場合は、受験を控えてもらうべきか。

A 保健所が特定した濃厚接触者のうち、行政検査の結果が陰性であり、試験当日も発熱・咳等の症状がないことや別室受験等の要件を満たす場合には、各大学の判断で受験を認めることが可能です。

Q60 無症状の濃厚接触者が受験を希望する場合には必ず受験を認めないといけないのか。

A 共通テストについては、受験を認める際の要件すべてを満たせば、必ず受験を認めることとなりますが、各大学の個別学力検査においては、追試験等の代替措置も含めて受験機会が確保されるよう対応してください。

Q61 無症状の濃厚接触者の受験を認める場合の要件を満たしているかどうかの確認は、本人からの申告のみで大学が判断してよいのか。

A 本人からの申告を基にご判断ください。その際、以下の例のような項目について、受験生が自署した書面をFAX・メール等で提出させることが考えられます。また、口頭により確認した事項は、記録しておくことが適切と考えます。

(受験生から報告を求める例)

- ・受験番号
- ・試験場コード
- ・氏名及び緊急連絡先
- ・濃厚接触者に該当すると判断した保健所の名称
- ・保健所から濃厚接触者に該当すると連絡があった日
- ・保健所から健康観察期間として不要不急の外出を控えるよう指示されている期間
- ・保健所によるPCR検査の結果(一般のクリニック等での検査では受験要件を満たさないこと。)

Q62 無症状の濃厚接触者が受験するためには公共交通機関を使用せずに試験場に行くことを要するが、自家用車以外の交通手段としてはどのようなものを想定しているのか。

A 自家用車、レンタカー、親戚・知人による送迎、バイク、自転車のほか、以下の条件等のもと利用するタクシー、ハイヤー、海上タクシーについて、ガイドライン2(2)④のiii)

に示す公共の交通機関には該当せず利用可能です。なお、いずれの対応を行う際にも、感染防止策を徹底していることが必要です。

- 1) 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること(例: マスク着用、アクリル板やビニールカーテン等の飛沫対策、換気、助手席に座らないこと 等)。
- 2) 利用車両等が特定できるよう、行政検査が陰性・無症状である濃厚接触者であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせせずに利用すること(流しのタクシーは利用しないこと)。

なお、無症状の濃厚接触者であっても一定の要件を満たす場合には受験できることを可能としたのは、あくまでも受験機会を最大限に確保するためであり、各大学の個別学力検査において、追試験等の代替手段により受験機会が確保されている場合には、交通手段の確保が難しい受験生に対し、そうした選択肢も含めて、受験生が選択できるようご指導いただくことが考えられます。

Q63 オミクロン株の感染拡大により、保健所が濃厚接触者の特定を行えない、もしくは特定をしないとやっているが、特定されていない場合は受験させてもいいのか。

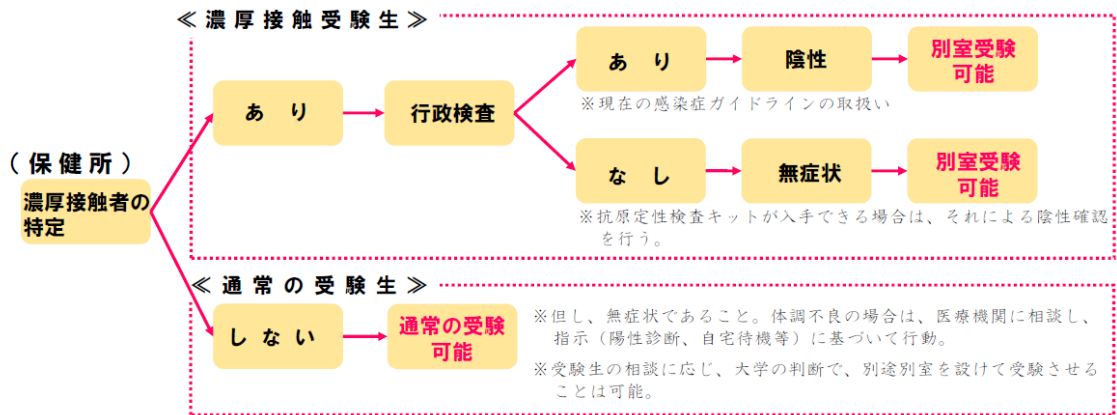
A 特定を行わないこととした自治体の受験生は、濃厚接触者として特定されていない以上、通常通り受験することが可能です。ただし、受験当日も無症状であることは必須であり、発熱・咳等の症状があるなど体調不良の場合は、まずは、かかりつけ医等身近な医療機関に電話で相談し、その指示に基づいて行動するようにしてください。

Q64-1 新型コロナウイルスの感染が急拡大する中、保健所業務の逼迫を理由に濃厚接触者の認定後、行政検査が実施できない自治体の受験生は受験できないのか。

A 行政検査の結果が得られないため、可能であれば抗原定性検査キットにより陰性確認を行った上で、発熱・咳等の症状がなければ、別室での受験が可能です。なお、当該キットが入手できない場合は、発熱・咳等の症状がないことを十分に確認した上で、別室での受験が可能です。ただし、当該取扱いは、あくまで保健所業務の逼迫により、行政検査の実施ができない場合に限るため、今後取扱いが変更となる可能性があります。



(Q63,Q64-1 に関する参考資料)



Q64-2 Q64-1 の場合において、行政検査が実施できない自治体の受験生は無症状であれば受験できるとしたことに関連し、タクシー、ハイヤー、海上タクシーの利用の際の行政検査の取扱いについてはどうなるのか。

A 行政検査の結果が得られないため、抗原定性検査キットにより陰性確認を行い、保健所等の逼迫により行政検査が受けられないこと、無症状であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせずに利用して下さい。

Q65 昼食時間は、例年、午前中の試験終了後から午後の試験開始までの休憩時間に設定している。このような設定の仕方をしていれば「時間を限定して設定」したことになるのか。

A ガイドラインにおいて昼食時間を限定して設定することとした趣旨は、感染リスクが高くなる飲食の時間を可能な限り限定することで感染リスクの低減を図るためですので、この趣旨を踏まえた昼食時間の設定をお願いします。

Q66 昼食以外の飲食について、受験生の控室などでの飲食は禁止とすべきか。

A 感染拡大防止のため、控室での飲食については、水分補給やのど飴をなめること等、必要最小限となるような対応が適切と考えます。

Q67 全員一律に検温する必要はないとのことだが、当日の朝に検温をし忘れた受験生

に対して、検温できるスペースを設けることは可能か。

A 受験生から検温を希望する申出があった場合には、休養室等に案内し、対応してください。

### 3. 関係

Q68 新型コロナウイルス感染症に罹患していたため入院していた者が退院した場合に、退院直後であっても受験を認めることは可能か。

A 医療機関を退院した者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 22 条の「病原体を保有していないこと」に該当する者になりますので、受験を認めてください。

Q69 ガイドライン3. ③に新型コロナワクチンの接種を受験要件としないことと明記されているが、同ガイドラインの3. ⑦では、受験生に予防接種を受けておくことが望ましいと明記されており、矛盾しているのではないか。

A ガイドラインの対象疾患は新型コロナウイルス感染症ですので、ガイドラインの3. ⑦(2. (1)⑭においても同じ。)の「他の疾患の罹患等のリスクを減らすため」とは、新型コロナウイルス感染症以外を指していることとなります。

Q70 新型コロナウイルスのワクチン接種の有無を受験要件にはしないということであるが、大学の判断で接種者と未接種者の試験室を分けて試験を実施しても良いか。

A 適切ではないと考えます。ワクチン接種を受けるかどうかは本人の意思や様々な事情等にも左右されるものであり、また、感染症ガイドラインは、専門医の監修のもと、それに則り対応すれば試験場での感染は防止できるという内容で構成されているものですので、これに基づき対策を徹底してもらうことが重要です。

Q71 新型コロナウイルスに罹患していないことの証明や新型コロナワクチンの接種を受験要件にすることはできないが、任意にそうした情報を受験生から提出してもらうことは可能か。

A そうした情報を受験生に提出してもらうことについて、合理的に説明できる理由があれば可能だと考えます。その場合でも、提供を要請する趣旨を受験生に説明した上で、証

明がないことやワクチンを接種していないことを理由に当該受験生を不利益に取り扱うことがないことを受験生に明示してください。

Q72 3. ⑤に「37.5度以上の熱がある場合は受験を取り止め」と記載があるが、平熱が高い受験者や、緊張等により37.5度以上の熱が出る受験者がいることが想定される。この場合に37.5度という基準をどのように取り扱えばよいか。

A 3. ⑤はあくまで受験生に対する要請であり、一つの目安として示しているものですが、3. ④のとおり発熱・咳等の症状のある場合は、基本的には受験を取り止め、追試験等の受験を検討することとしていますので、各大学においては追試験等の受験機会の確保に遺漏のないようお願いします。

Q73 何のために受験生に新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)の導入を推奨するのか。

A 受験生が自らのケアを迅速に行うことができるものであり、受験前の健康管理の一貫として推奨するものです。なお、通知を受けたことで直ちに濃厚接触者と特定される訳ではありませんので、受験生から相談があった場合には、保健所等の指示に従い、適切な対応を取るようご説明ください。

Q74 COCoAをダウンロードしている受験生が受験時に感染していた場合や濃厚接触者だった場合には、何らかの情報が大学にも連絡されるのか。

A COCoAはダウンロードした者が感染症陽性者と接触した可能性がある場合に本人のみに通知されるものであり、大学を含めて本人以外に情報は提供されないことから、受験時には、感染していたり、濃厚接触者であることは本人の申告によることとなります。

なお、ガイドライン2(3)③の通り、試験終了後に、感染が判明した者がいた場合には、保健所等の行政機関からの要請があれば、必要な調査に協力することが必要です。